

防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付要綱

令和5年7月20日制定

(趣旨)

第1条 保育所等における使用済みおむつの処分を施設で行うことに係る費用を補助することにより、保護者負担及び保育士等の業務負担を軽減するとともに、衛生面の管理の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、防府市内において保育所、認定こども園又は地域型保育事業を行う事業所とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費から寄附金の額その他の収入額を控除して得た額を比較して少ない方の額に、同表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(実施方法)

第4条 実施方法は、「認可保育所等設置支援等事業の実施について」(令和5年6月6日こ成保第54号こども家庭庁成育局長通知)の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」3(2)⑨に掲げるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「事業実施者」という。)は、防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付申請書(第1号様式)に添付書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の交付決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施者は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下、「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがある。
- (3) 事業実施者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 事業実施者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 6 号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市長に返納しなければならない。
- (5) 事業実施者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその他の関係書類を整備し、交付決定のあった日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(実績報告)

第 8 条 第 6 条の規定により交付決定を受けた事業実施者は、事業完了後、速やかに防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金実績報告書（第 3 号様式）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金確定通知書（第 4 号様式）によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（第 5 号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により適法な請求書を受理したときは、30 日以内に補助金を当該事業実施者に支払うものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 11 条 市長は、補助金の交付を受けた事業実施者が次のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) 国から交付決定の取り消しがなされたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該事業実施者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

補助基準額	補助対象経費	補助率
1 施設当たり 1,029,000 円	おむつ処分に係る改修整備等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	10/10

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付申請書

防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

（1）使用済みおむつの処分を施設において行うために必要な環境整備に係る費用等の確認ができる書類

第2号様式（第6条関係）

指令防子第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金実績報告書

防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、事業の実績を報告します。

記

1 総事業費 金 円

2 添付書類

- （1） 使用済みおむつの処分を施設において行うために必要な環境整備に要した経費の領収書

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

様

防府市長

年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました 年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金について、防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金交付要綱第9条の規定により、補助額を確定したので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金交付確定額 金 円

第5号様式（第10条関係）

請 求 書

金 _____ 円

内訳 年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先） 防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

防 府 市 長

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

施 設 名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け指令防子第 号により交付の決定を受けた 年度防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 防府市おむつ処分に係る改修整備等事業費補助金による確定額

金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 添付書類